

平成27年度
第3回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成27年6月10日開会

高松市農業委員会

平成27年度第3回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成27年6月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 20人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 冨本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

農業委員会事務局出席者

- | | |
|---------|-------|
| 事務局 長 | 三好 和則 |
| 農政 課 長 | 川西 好春 |
| 農政課長補佐 | 大井 昌和 |
| 兼農政管理係長 | |
| 農地 係 長 | 多田 利浩 |
| 主 査 | 森 亮介 |
| 主任 主事 | 稲井 稔 |
| 主任 主事 | 穴吹 一雄 |
| 主任 主事 | 藤澤 英宣 |
| 農林水産課主査 | 寺川 泰裕 |

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第10号 競売買受適格証明願について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 農地改良に係る届出について
- 議案第13号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
- 議案第14号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に係る意見について
- 議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
- 議案第16号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について

議長(農地部会長) ただ今から平成27年度第3回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中19人で、部会は成立しております。

なお、5番三笠委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は15番湊委員、16番原田委員の御兩名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、貸借人が近日中に転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、貸借人が自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

本件は、貸借人が近日中に転用するため返還に至ったものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は、通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書 3 ページをお開きください。

本件は、平成27年 3 月20日付けで賃貸共同住宅用地として許可申請がなされ、同年 4 月10日の平成27年度第 1 回高松市農業委員会農地部会において許可相当として香川県農業会議に諮問することの御議決をいただきましたが、申請者から転用計画の一部を見直したいとのことで、取下願の提出があったものです。

以上、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の取下願について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書 4 ページをお開きください。

本件は、平成27年 3 月25日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、計画している需要が見込めなくなったことから転用計画を廃止し、新たに貸住宅用地として転用するため許可の取消願が提出されたものです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 2 番に関連しています。

以上、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 5 ページをお開きください。

1番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の1及び2番の2は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年から露天貸駐車場として使用されておりますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年から露天貸駐車場として使用されておりますが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が27.56平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年3月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が49.70平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和30年ごろに賃貸共同住宅を建築済みですが、この度、建替えを行うもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が122.52平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、非農家の自己住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、離れの住宅を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が297.38平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年9月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が262.26平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書6ページをお開きください。

9番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年10月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が62.41平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地周辺は宅地化が進み、また、国道11号線東バイパスと主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、沿線には企業や商業施設等が多数あり、共同住宅の入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅の宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築するため宅地を拡張するとともに、進入路を確保するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。また、併用宅地内には独立した2世帯の住宅が建築され、併用面積は1,002.43平方メートルとなっております。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.60平方メートルを216枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から遠距離にあり、営農条件が悪く、また、労力不足である申請者が農業経営を縮小し安定した収入を得るため選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月15日に受付けられ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成26年12月24日付けで8棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、隣接している飲食店の経営者から、露天駐車場としての利用要望があり7棟の分譲住宅用地と1区画の露天貸駐車場用地とするため変更申請があったものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成27年3月25日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、計画していた需要が見込めなくなったことから、転用を取りやめるものです。既に所有権の移転もしており、一部造成済みで、前所有者に返還することもできないことから、承継者である夫に使用貸借にて貸し付けて、貸住宅用地とするため申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

2番は、平成11年7月26日付けで共同住宅2階建て2棟の賃貸共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用地の地質の事情等により建築工事が遅れから現在に至り、周辺にアパートが増えたため、今後、需要の見込みが立たないことから、福祉施設経営社に承継し、施設利用需要の見込まれる障害者通所・介護施設用地とするため申請があったものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権20番に関連しています。

以上、議案6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については、承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して妹尾委員から説明をお願いします。

妹尾委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め湊委員、原田委員と、私、妹尾の4名で、現地調査を実施しました。

それでは、別紙の特別議案書1ページを御覧ください。

まず、所有権移転の案件であります。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校北200メートルに在り、分譲住宅用地として転用

申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、主要地方道中徳・三谷・高松線にも近く、周辺は教育施設、医療施設、その他商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立牟礼北小学校南東100メートルに在り、9区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、サンメッセ香川南800メートルに在り、企業活動の社会貢献の一環として、将来の一般財団設立も視野に入れ、茶道を中心とした文化・研修・交流活動の拠点となる展示交流会館・茶室用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、香川インテリジェントパークにも近く、多数の利用者が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市三谷出張所西1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育施設、医療施設や商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み閑静で住環境の良い地域に在ることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、申請地の形状について地籍図と現状に差異が有るため再確認をお願いしています。

次に、賃借権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、琴電仏生山駅南西400メートルに在り、高松市の新病院整備事業に伴う工事車両の進入路に隣接し、参入する各種工事関係者用の露天駐車場・資材置場用地として、平成27年7月1日から30年3月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、一時転用後の農地復元が確実に認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、宅地の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、排水先は他に無く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年4月に排水管を埋設しており、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用

者が開発している分譲住宅に接続して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化が進み閑静で住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が202平方メートル有ります。

8番は、建築リフォーム会社の役員である転用者が法人の資材置場が手狭になり、新たな資材置場が必要となったため、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、軌道と市道に挟まれた三角地で耕作のし難い地形をしており会社に近接して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本来であれば法人が取得して転用すべきですが、法人に資金の余裕がないことから、法人の役員である個人が取得して法人に貸し付けるものです。

9番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、同族会社が開発している分譲住宅に接続して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページをお開きください。

10番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲住宅に接続して転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、開発道路を隔てての申請となることから、枝番号を付して区分しています。

11番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、仕事の受注が多くなり、従業員も増員したことから、露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、インターチェンジにも近く、転用者は演歌歌手であり、活動を一緒にしているマネージャーの住所地に近く、今後の活動がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年ごろに所有者が造成工事を行っていますが、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番は、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年9月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、転用者の父が自営にて内装業を営んでおり、事業後継者として新たな事業用の露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近く、申請地の過半が斜面である耕作に不向きな農地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が44.45平方メートル有ります。

11ページをお開きください。

19番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成6年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が375.80平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番は、障害者通所・介護施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道三木・国分寺線に近く、香川大学医学部付属病院にも近く、同様の施設が周辺に無く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

12ページをお開きください。

1番は、従業員、通院患者及び見舞客用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、申請地周辺に調剤薬局が無いことから、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道檀紙・鶴市線沿にあり、近隣には大病院のほか多数の診療所があり、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分

については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

1番は、妻所有の農地を使用貸借にて借り受けて、発電出力48.4キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを300枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、妻所有の農地を使用貸借にて借り受けて、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番、同法第4条第1項の規定による許可の取消願1番に関連しています。

3番は、父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、不動産業者で、事業用賃貸物件が必要なことから、代表取締役の母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、貸事務所・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道さぬき夢街道に近く、需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年8月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が17.98平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、祖父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、申請地は相続前に居宅を建築していましたが、所有者が亡くなり、登記地目を現況に合致するもので、建物所有者が夫であることから、妻所有の農地を使用貸借にて借り受けて、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和33年に両親が建築済みで、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、義母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、義父所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、申請者が土地家屋調査士業をしており、住所地のある事務所兼住宅は手狭で調査資材・車両置場に苦慮していることから、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、母所有の農地を使用貸借にて借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、母の所有地は他に無く、国道11号線に近く周辺は宅地化が進んだ地域であり、勤務地の高松市街へのアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権16件、賃借権3件、使用貸借10件、計29件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

1番は、同居している子の妻との間に結んでいた死因贈与契約の履行に伴い譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており要件を満たします。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・麦を栽培するものです。

3番は、残存小作地を小作人が取得するもので、取得後は引き続き水稻を栽培するものです。

なお、小作権は、小作人が所有権を取得しますので権利の混同により消滅します。

4番は、譲渡人が高齢のため経営の縮小をせざるを得ないことから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹・野菜を栽培するものです。

5番も、譲渡人が労働力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため後継者へ20年間貸し付けるもので、引き続き小麦・果樹・野菜を栽培するものです。

16ページをお開きください。

3番は、後継者である子が新規営農するため、20年間借り受けて水稻・野菜を栽培するものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第10号 競売買受適格証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成27年5月25日に申請されたものです。

2番も、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成27年5月25日に申請されたものです。

これら2件は、農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。

以上、議案第10号 競売買受適格証明願について2件、御審議をお願い申しあげます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第3条第1項の許可申請が提出された場合、農地部会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 競売買受適格証明願は適格相当として証明すること、また、事務局から説明のあった様な状況の場合には、農地部会長専決処分により、農地法第3条第1項の許可申請について許可をしてもよい旨の議決を併せて行うことに御異議有

りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については証明し、また、その後農地法第3条第1項の許可申請が提出され、状況により必要な場合は、農地部会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、昭和55年3月から農地への進入路として利用しているもので、非農地認定基準の耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業施設の用に供する場合に該当するものです。

2番から12番までは、昭和48年から、13番も平成4年から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地認定基準の耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について13件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については、非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については、非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、案第12号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第12号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

本件は、不整形で二段に分かれている農地の上段を最大1.4メートル切土し、下段には重力式コンクリート擁壁を設置した後、良質花崗土で最大1.3メートルの盛土を行い、一枚の農地に造成することにより、水稻栽培の作業効率の向上と収穫量の増加を図るものです。

以上、議案第12号 農地改良に係る届出について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、届出のとおり受理することに御異議有りません

か。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案12号については、届出のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

穴吹主任主事 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

1番及び2番について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第14号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第14号 高松市一般廃棄物処理業(ごみ)の許可に関する事務処理要綱第8条及び高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条の規定による一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に係る意見について御説明申し上げます。

(5番三笠委員入室)

資料1を御覧ください。

まず、2ページのとおり、平成27年5月15日付けで高松市環境指導課長から一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置等に係る問題点について照会がありました。

事業及び施設の概要等は、3ページから7ページまでの事前指導申出書のとおりです。

施設設置予定者は、既存研究施設において食料品製造業から発生する動植物性残渣等を受け入れ、発酵処理にてメタンガスを回収しておりますが、特に廃棄うどんについては、エタノール発酵を行いエタノール回収した後、他の動植物性残渣と同様にメタン発酵処理によりメタンガスを生成し、このメタンガスを燃料として発電及び売電を行い、また、発電時に発生した排熱を利用して温水を生成し、発酵プラントの保温等に利用しているものです。この度、施設に遠心分離機と消化汚泥処理装置を追加しようとするもので、メタン

発酵後の消化液は、排水処理設備で浄化後希釈水として再利用するか放流することとなっております。また、消化液中の汚泥を遠心分離機によって分離した場合は、固形化設備により乾燥し肥料化するものです。

なお、排水等につきましては、別途土地改良課へ意見を求めています。

資料の1ページへお戻りください。

施設の設置場所は、3の既存施設内になりますが、平成27年5月29日に地区担当農業委員2名と職員で現地調査を実施し、地区部会で審議した結果、第1点として「一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置場所は農地以外であるため、農地法に係る許可等の必要はないが、施設設置場所周辺の農地所有者に対しては、施設設置について周知・説明の上、理解を得ること」。第2点として「廃棄物の処理に当たっては、周辺農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと思えます。

以上、議案第14号 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号に係る意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

川西農政課長 議案第15号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてですが、資料2を御覧ください。

平成27年6月3日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定について農業委員会の意見を求められたものです。内容については、農林水産課の担当者から説明いたします。

寺川農林水産課主査 それでは御説明申しあげます。

資料の農業経営改善計画申請者一覧のとおり、今回11名の方から農業経営改善計画の認定申請書が提出されています。そのうち、1番から7番までの7名の方は再認定申請、8番・9番までの2名の方は新規認定申請、10番・11番のまでの2名の方が内容の変更認定申請をされたものです。外に、再認定を受けなかった方が3名、認定取消しの方が2名います。

続いて、各申請者の申請概要を御説明します。

1ページを御覧ください。

1番の申請者の営農類型は、米麦、露地野菜及び農作業受託です。5年後の目標としては、米麦・ブロッコリーを借地により経営規模の拡大を図ることと、作業の効率化を図るため大型機械を導入するというものです。

2番の申請者の営農類型は、麦類・水稻・施設野菜・アスパラガスです。5年後の目標としては、特定作業受託等により、麦類の生産拡大とアスパラガス栽培の開始により経営安定を図るというものです。

3番の申請者の営農類型は、野菜、花卉、水稻及び農作業受託です。5年後の目標としては、借地及び作業受託等により経営規模を拡大することと、近隣の兼業農家の作業委託の要請に対応するため機械化及び大型化を図る。また、二男を今後、後継者として経営に参画させ労働時間の短縮を図り、ゆとりある生活を実現するというものです。

2ページを御覧ください。

4番の申請者の営農類型は、採卵養鶏です。5年後の目標としては、成鶏を26,000羽増やし所得の安定を図るため、生産コストの軽減、商品開発等による売上増と人材育成及び環境改善し経営の安定を図るというものです。

5番の申請者の営農類型は、枝物及び花木です。5年後の目標としては、枝物花木栽培に特化し他に類をみないブランドの確立を図り、新規作物を導入し経営の安定を図るというものです。

3ページを御覧ください。

6番の申請者の営農類型は、肉用牛・WCS用稲・飼料作物です。5年後の目標としては、ロールベアラ、ラッピングマシンの活用により、ラップサイレージにして通年給与し和牛繁殖の粗資料自給率向上を目指し、経営の安定を図るというものです。

7番の申請者の営農類型は、葉タバコ・水稻・露地野菜です。5年後の目標としては、本認定制度を活用し、農業委員会又は農地中間管理機構より、条件のよい農地の斡旋を受け、雇用を増やし経営の拡大を図るというものです。

8番からは新規申請です。

8番の申請者の営農類型は、米麦・露地野菜です。ブロッコリーの増反と新規にレタスを栽培し、雇用を増やし経営規模の安定を図るというものです。

4ページを御覧ください。

9番の申請者の営農類型は、アスパラガス・農業体験農園・水稻です。アスパラガスの面積の拡大を図るとともに、栽培技術を習得し単収向上を図り、農業所得の向上を目指します。

10番からは変更申請です。

10番の申請者の営農類型は、イチゴ・水稻及び露地野菜です。現在、イチゴを中心に農業を営んでいます。5年後の目標としては、イチゴの品種を変更し収量の増加を図り、今後は、妻の両親の経営承継やハウスの増設により経営拡大を図るというものです。

11番の申請者の営農類型は、麦類作・稲作です。5年後の目標としては、法人組織として利用権設定による農地の利用集積を進め、これまでの麦単作から水稻作も取り入れた効果的な土地利用型農業の経営を図るとともに、経営規模の拡大を図りながら組合員の共同の利益を推進していくというものです。

以上で御説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号に係る意見については異議の無い旨、意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号は異議の無い旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 議案第16号 高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正についてですが、資料3の1を御覧ください。

平成27年4月23日付け26農政第81483号、84330号及び84332号で香川県農政水産部長より、引用している他法令、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、一部改正を行うことの通知があったことから、高松市農地関係事務処理要領及び農地転用許可に係る審査基準の一部改正を行うものです。

まず初めに、平成24年4月1日から、農地法第3条に規定する農地等の権利移動に係る知事の許可権限は高松市農業委員会に移譲されていますが、当時、高松市農地関係事務処理要領の同法第3条の県知事許可権限に係る箇所の削除及び関連する条項の字句修正のみとなるため、との判断から、同年4月5日付け決裁及び同月10日の農地部会の議決により、各条項順の再編成は留保されています。しかし、その後の一部改正時の円滑な事務処理に支障をきたしていることから、同年3月8日付け香川県農地関係事務処理要領の一部改正について及び同月12日付け農地法第3条第1項の許可に係る審査基準準則及び農地法第3条関係事務処理要領準則の制定についてに基づき、現在の高松市農地関係事務処理要領を農地法第3条関係事務処理要領とその他の条項に係る農地関係事務処理要領とに内部分割し、当初予定されていたとおり再編を行い、事務処理の円滑化を図るものです。

様式編についても同様の分割を行い、農地法第3条関係事務処理要領及び農地関係事務処理要領に係る関係付け、それぞれ様式第1号を最初の番号として採番修正するものです。また、その他所要の字句修正をするものです。

次に、個別内容として、目次の第1 農地転用第4条・第5条で、隣接同意関係について、転用面積が2,000平方メートル以上である場合は、転用目的にかかわらず、申請書の添付書類として、隣接農地関係者同意書の添付を求めることができるものとしたことです。現行では、産業廃棄物施設等の特定目的のものに添付することとしていましたが、目的にかかわらずとの表現に変更いたしました。また、申請事務簡素化の観点から施設等保有状況一覧表、分譲住宅工事進捗状況一覧表の押印欄を削除する等、所要の字句修正等をするものです。

さらに、目次第5 農地等の賃貸借の解約等につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うことと、その他字句修正をするものです。

なお、改正前の改正様式に係る用紙は、当分の間、修正して使用することができることとしております。

資料3の2を御覧ください。

第1種農地の要件である「おおむね10ha以上の規模の一団の農地」について、これまで個別通知により定めていた具体的判断に当たっての留意事項を（注）として記載したことと、例外的に許可をすることができる場合の1つである「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設」について、その具体的内容を国からの通知に基づき、示したことです。

また、第1種農地の不許可の例外事由として、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律で規定される再生可能エネルギー発電設備の整備が加えられたこと等を踏まえ、これらの内容を審査基準に追加するため、一部改正を行うものです。

次に、目次1の（2）・2の（2）一般基準について、例外的に、土地の造成のみを目的とした許可をすることができる場合の1つである「農地保有合理化法人が農業用施設の用に供される土地を造成する場合」における農地保有合理化法人が、農地中間管理機構に変更となったことと、その他所要の字句修正をしたことです。

以上で御説明を終わります。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第16号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告事項として農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会 会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料4の表紙を御覧ください。

毎月の農地部会で御審議いただいた案件について、当月の22日ごろに開催される香川県農業会議へ諮問し、許可相当との答申をいただいたものについて、平成27年5月11日から同年6月8日までに会長専決により許可書を発行したものであります。

まず、許可件数ですが、4月以前の農地部会議決分として4条は1件、5条が4件、5月農地部会議決分として4条が12件、5条が30件、合計で4条が13件、5条が34件です。

許可保留件数については、4月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が3件、

5月農地部会議決分として4条は無く、5条が5件、合計で4条は無く、5条が8件です。

取下については、4月以前の農地部会議決分として4条が1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページをお開きください。

4条関係の4月農地部会議決分といたしまして、21番が取下になっております。

3ページを御覧ください。

5条関係の4月農地部会議決分といたしまして、6番が開発許可未了、11番が開発許可及び直近事業造成工事未了、20番が開発許可未了で許可保留になっております。

4ページをお開きください。

5条関係の5月農地部会議決分といたしまして、6番・8番・9番・12番が開発許可未了で許可保留になっております。

5ページをお開きください。

32番が開発許可未了で許可保留となっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第3回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後3時35分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員